

# 伊方訴訟ニュース

第123号

1983年11月15日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: ☎530 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル)  
藤田法律事務所内 ☎06-363-2112 口座 大阪 48780

## 控 訴 審

### 強引に結審したものの判決書けぬ高松高裁

### 住民側は四度目の弁論再開要求と

### 許可処分の効力停止の早期決定要求を提出

高松高裁は10月ないし11月中には判決を下すのではないかと、との大方の予想は覆され、いまだに判決日も決定されないままである。結審強行以来すでに8ヶ月を経過しており、さらに、それ以前の約9ヶ月も原告側の特別上告などのために休廷状態となっていたことや、一審判決でさえ結審後約6ヶ月であったことなどを考慮すると、判決の遅れは異常と云えよう。

いろいろな情報から判断すると、高裁の宮本裁判長らは判決文の作成に難渋している模様。あまりにお粗末な国側の主張を前にしては、筆先も鈍るということなのであろうか。

11月4日、弁護団を代表して藤田、菊池両弁護士が高松高裁に出向き、次頁掲載の準備書面(八)と、四度目の弁論再開申立書とを民事第四部あてに提出した。

高裁では今回も、裁判官には面会できず、文書受付係に手渡しただけであるが、高裁内の空気が緊張しているように感じられたとのこと。

また弁護団は同時に、高松高裁民事第二部

に、伊方原発の許可処分効力停止決定のための裁判を開き、速やかに決定を下すようにとの申入書を提出した。原告らの同決定要求を松山地裁が一審判決と同時に却下したため、本訴と並行して抗告し、民事第二部で審理されている筈のものである。申入書には下記の「理由」が記載されていた。

現在、大方の予想では、判決は来年始め(3月まで)だろうとのこと。高松高裁が苦悩から逃れる道は、予断と偏見を排して原告勝訴の断を下す以外にはないであろう。

「一、本事件の本訴が、本年3月4日に突如結審されたことは周知の通りである。

(以下6頁に続く)

2号炉第18回公判  
12月9日(金)午前10時より  
松山地裁大法廷  
前回に引き続き、住民側が被告国側の主張に対する追及の弁論を行う予定。  
奮闘する住民に支援の傍聴を!

(1頁より)しかしながら、右結審は極めて不当である。それは、本訴において早期の結審と判断を望むことは原告人らの強く希望するところではあるが、それには当然ながら前提が存するからである。

右前提とは、十分な立証と主張が尽されることである。

原告人らは右3月4日時点でいまだ取調べをしなければならない重要な証人を抱えており、それらを終えた上で最終準備書面を作成提出する予定であった。

ところが、民事四部は残されている証人をすべてカットし、しかも最終準備書面の提出の機会さえも奪ったのである。

本件のような重大な事案において最終準備書面提出の機会を与えないことは異例のことであり、同種他事件において聞いたことがない。

二、そこで原告人らは民事四部にに対し、これまで数回にわたって弁論再開の申立をし、証拠の提出、最終準備書面の提出等の機会を求めた。

しかしながら民事四部はこれに何ら応じようとせず、裁判官に面会を求める原告人ら代理人に会おうとすらしない。

現在原告人らは、本訴の進行が一体どうなっているのか皆目見当がつかないという不安定な状態に置かれている。

三、右状況を踏まえて、原告人らは貴部に対して、執行停止決定の裁判を強く求めて、原告人らを含めた周辺住民の生命、身体、財産の安全の保護を要求する次第である。

本件申立後の昭和54年3月28日にアメリカのスリーマイル島原発事故が発生した。同事故では、松山地裁で原告人らが指摘した

数々の不幸な事実が発生し、LOCAから炉心溶融に発展し、膨大な量の放射性物質が環境に撒き散らされた。

右事故は、本件安全審査の中では起こり得ない事故であったのであり、右事故の発生はイコール本件執行停止の要件の充足である。

原決定後、右事故以外にも、我国や世界中において、事故や事故隠しが露見し、つい最近もアメリカ、ニュージャージー州セイラムにあるウェスチングハウス社製のセイラム1号炉原子力発電所において、アメリカ原子力規制委員会も「スリーマイル島原発事故以来最も重要な事故」と指摘している重大事故が発生している。

いまや、原告人ら周辺住民をモルモットとする本件伊方原発の運転は許されない。

よって、本申入れに及んだものである。」

## 会計報告('83.10/6~11/7)

収入	
会費	19,000
ニュース購読料	102,000
資料売上金	34,250
計	155,250
支出	
ニュース印刷代	42,000
振替手数料	810
郵送料	11,140
会場費	6,000
資料費	6,000
弁護団高裁行旅費補助	40,000
ゼロックスリース料	14,300
計	120,250
差引	35,000
積立金合計	867,617

# 準備書面 (八)

控訴人(原告) 川口寛之  
外二五名

被控訴人(被告) 通商産業大臣

右当事者間の御庁昭和五三年(行コ)第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件について、控訴人(原告)らは次のとおり弁論の準備をする。

昭和五八年一月四日

右控訴人(原告)ら訴訟代理人  
弁護士 新谷勇人  
外二六名

高松高等裁判所

民事第四部 御中  
記

本件伊方原子力発電所一号炉の設置許可処分に当たり、固体放射性廃棄物(以下固体廃棄物と略)の最終処分方法について安全審査がなされていないことについて、原審判決は被告の主張を退け、「その審査をしなかった本件安全審査には違法があるといわなければならない」と判示した(判決理由、第三、二、4、(三)、Cb-45頁)。

しかし原審判決は有判示に続いて、「しかしながら、前記のとおり固体廃棄物の貯蔵、保管の審査が行われて、その安全であることが確認されたこと、なお、証人見玉の証言によれば、我が国の原子力発電所における固体廃棄物の最終処分については、現在、国として検討中であることが認められ、右認定を左右するに足る証拠はないから、本件原子炉の固体廃棄物の最終処分についての審査がなされていないことをもって、直ちに原告らが危険にさらされるとはみられない」と、原告ら

の主張を退け、被告の違法行為を免罪した。

右の判示に対し原告らは、その不当性を次のように指摘してきた。すなわち、たとえばしあたっての貯蔵、保管の安全が確認されたと仮定しても、「重要なことは、貯蔵、保管の安全というのは、あくまでも一時的、暫定的処置にすぎないということであり、しかも貯蔵、保管すべき放射性廃棄物は年々増加することが確実」であるから、「最終処分の必要性がいささかも減少するわけではなく、逆に年を追うごとに最終廃棄方法の開発がせまられてゆくのである。またそれが検討中であるとしても、安全な廃棄方法として確立するまでは、限界のあることが明白な貯蔵、保管では払拭しえない危険が依然として増幅され続けざるをえないのである」。したがって、「むしろ、最終処分方法の検討時期が続き、固体廃棄物の保管が長らく堆積すればするほど、すなわち判旨のいう理由づけが存続すればそれだけ、固体廃棄物のもたらす危険性に周辺住民の生命、健康が脅かされ続け、それだけ違法性は強度となる」と(控訴人(原告)準備書面一、一七八〜一八二頁)。

原審判決が被告の明白な違法行為を許した背景には、近い将来に、固体廃棄物の最終処分方法に関する国の施策が決定され、実行に移され、被告の違法行為が完全に治癒されるであろう、との期待が働いていたと思われる。

しかし、原審判決から現在に至る約五年半の間に、本件伊方原子力発電所に蓄積貯蔵されてきた固体廃棄物の最終処分方法の見通しは、ますます絶望的となり、最終処分方法を棚上げにしたままでの本件許可処分の違法性は強まるばかりである。

以下に、そのことを明示する最近の事例のい

くつかについて述べ、裁判所が右の違法状態を改めるために、速やかに原審判決を破棄し、本件許可処分を取り消すことを強く要請する。一、通商産業省資源エネルギー庁が、昭和五八年九月に公表した資料によると、我が国の全商業用原子力発電所に蓄積貯蔵されている「低レベル」固体廃棄物の全容積は、昭和五八年三月末現在で、容量二〇〇リットルのドラム罐に換算して、三四六、二五五本にも達している。

右の全容積のうち、本件伊方原子力発電所における蓄積貯蔵量(主として本件伊方一号炉による)は八、〇一四本分で、同発電所の公称貯蔵設備容量一八、五〇〇本の半分近くにも及んでいる。本件安全審査時には、「低レベル」固体廃棄物の発生量は、ドラム罐に換算して、年間約七〇〇本と推定されていた(乙一号証の二、9-11頁)。その推定に従うと、営業運転開始後約五年半を経過した昭和五八年三月末には、蓄積貯蔵量は三、八〇〇本程度にとどまる筈のところ、実際には、右公表データに見られるように、固体廃棄物

の発生量は推定量の二倍強にも達しているのである。

一方、原子力発電所では、「低レベル」固体廃棄物のほかに、それより含有放射能濃度が高く、将来、固体廃棄物としてドラム罐に詰めることが予定されている「中レベル」放射性廃棄物も発生する。その蓄積貯蔵量も、数量は公表されていないが、当然、「低レベル」固体廃棄物と同様に増大してきている。

本件伊方一号炉については、「中レベル」放射性廃棄物に相当する「廃樹脂」(使用済イオン交換樹脂のこと)が、合計六基で総貯蔵容量約一〇年分の「廃樹脂貯蔵タンク」内に貯蔵されることになっている(乙一号証の二、8-16および9-11頁)。これらのタンクは現在、恐らく、満杯ないし、それに近い状態となっているであろう。

二、原子力発電所で発生する「低レベル」固体廃棄物については、本件安全審査当時から、海洋投棄処分が最も有望な方法と考えられてきた。四国電力が本件許可処分のために提出

放射性廃棄物対策プロジェクトの目標(参考)

項目	昭和51		昭和52				昭和53				昭和54				昭和55				昭和56				昭和57				昭和58				備考
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75						
高レベル廃棄物対策プロジェクト																															
高レベル廃棄物貯蔵																															
高レベル廃棄物処理																															
工学貯蔵																															
地層処分																															
海洋処分プロジェクト																															
陸地処分プロジェクト																															
サイト内陸地処分																															
地中処分																															
陸地保管																															

した設置許可申請書添付書類にも、「海洋投棄処分を行う場合には、投棄の海域、方法等について関係官庁の承認を得る」（乙一号証の二、9-11頁）と記載されている。また、原子力委員会の放射性廃棄物対策技術専門部会も、昭和五一年六月に原子力委員会に提出した報告書の中に左の図をかかげ、海洋投棄の「本格処分」が昭和五六年頃から実施できると予測していた。

しかし、すでに提出した書証（甲五七一号証）でも明らかなように、固体廃棄物の海洋投棄のための基本原則や基準を取り決めた「ロンドン条約」の締約国会議（もちろん我が国もその一員）は、昭和五八年二月一七日、次のような決議を採択した。すなわち、「放射性廃棄物の海洋投棄の安全性などについて技術的科学的検討を終えるまで投棄の停止を求める」と。このため、近く「試験投棄」を予定していた被告らの計画は実行不能となった。

被告らは、「早く科学的な根拠が見いだされること」を期待しているようであるが、右決議の表現は、海洋投棄の全面停止を求める締約参加国の多数派が、ぎりぎりの譲歩として認めたものであり、我が国などの新規投棄計画は、事実上不可能になったと見られている。そのことは、海洋投棄に最も強く反対している南太平洋諸国の首脳会議が、昭和五八年八月三〇日に、「太平洋での他の諸国による核廃棄物投棄・貯蔵計画に強く抗議する」旨の決議を採択（甲五八一号証）したことで決定的となった。

電力会社や被告らは、早急に、固体廃棄物の国内での陸地処分に方向転換する意向を表明している（甲五八二号証）。しかし、安全

性の評価、経費、住民の納得などの点で、従来から最も有望と予想されていた海洋投棄が絶望的となった現在、その代替方法の立案や実施が、近い将来に具体的な展望を見いだすことは不可能であろう。

三、原審判決は、さきに引用したように、「固体廃棄物の最終処分については、現在、国として検討中であることが認められる」として、その唯一の証拠に「証人児玉の証言」をあげている。しかし、その児玉証人は右証言の中で、次のように、被告らが検討中の固体廃棄物の最終処分法に自信が持てないことを告白しているのである。

「私たち当初から考えていましたのは、いわゆる経済的に成り立つならば海洋処分とか、基地（引用者注 — 「陸地」の誤りであろう）処分とかそういうことが考えられてもいいわけですけども、低レベルの放射性のものというのは、これは時間がたてばどんどん放射能が減衰していきますので、やはり隔離した形で時間がかせげれば、それが最もいい方法でもありますし、あんまり自信のない方法をやることはない。そういうことで現在の倉庫の中に置くという格好の保管廃棄と言いますか、監視しながら、そこでもって減衰まで保管するというのが一つの考え方であろうかと思えます」と（児玉勝臣証人証言調書、昭和五二年三月二四日、二〇二～二〇四頁）。

児玉証人は、要するに、自信のない最終処分方法をやるより、原子力発電所の敷地を廃棄処分場とする保管廃棄も一考だ、と、正直だが極めて無責任な処分法を語っているのである。原審裁判所が、右のような証言から、どうして「最終処分については、現在国とし

て検討中」との判断を得たのか、全く理解に苦しむ。

児玉証人は右証言に続いて、さらに次のように述べている。「それでそういう倉庫がいったいそのサイトの中にくつとれるかということがあれなんで、その保管する場所、たとえば二〇年とか三〇年という部分を勘定いたしましても、伊方の全体の敷地の一パーセントから二パーセントくらいの面積にすぎないと。そういうことからいきますと、二〇年、三〇年たちましても、そういう廃棄物によって迷惑を外部に及ぼすということは、まずないというふうに考えております」と。

つまり、ドラム罐が何万本になろうとも、敷地は広いから、固体廃棄物の「墓場」とするのには、どうということはない、と広言しているのである。

しかし、当の四国電力にとっては、右の児玉証言は、まさに「ひいきの引き倒し」であったろう。さきに示したようなドラム罐の急増に直面して、児玉証人ほど大らかに成れない四国電力は、焼却によって固体廃棄物の量を少しでも減らそうと、昭和五六年九月から伊方原子力発電所の敷地内で、固体廃棄物焼却炉の建設を始めた。右焼却炉は昭和五八年六月に完成し、同年八月から焼却減容の作業が始められている（甲五八三号証）。

四国電力は、蓄積増加するドラム罐の数を半分に減らすために、五〇億円の建設費をかけて焼却炉を作り、周辺住民にとって危険性の高い焼却減容を開始したのである。それほど「トイレットなしのマンション」における「ふん詰まり」の圧力は、四国電力にとって、重く深刻なものとなってきている。もちろん、焼却によって固体廃棄物の容積を減らすこと

ができて、含有放射量は減少せず、かえって、放射能濃度の高い固体廃棄物に転化するだけのことである。

四、生み出した「汚れ物」を始末できない原子力発電所の苦悩は、もちろん、我が国においてのものだけではない。昭和五八年四月二〇日、米国の連邦最高裁判所は、「連邦政府が放射性廃棄物の処理方法を確立するまでは、州政府は新しい原発の建設を禁止する権限をもつ」との画期的な判決を下した（甲五八四号証）。

米国においても、これまで、我が国におけると同様に、原子力発電所で生み出された莫大な量の放射能を含む放射性廃棄物の処理方法に関しては、「目下具体策を検討中」ということで、米国原子力規制委員会が原子力発電所の建設を許可してきていた。しかし、昭和五一年カリフォルニア州政府は放射性廃棄物の最終処理方法が確立されるまでは新規の原発の建設を禁止する「モラトリアム法」を制定した。右の最高裁判決は、これを合憲として認めたものであり、原子力発電所と経済的な関わりをもつ州政府の権限において、放射性廃棄物の具体的な最終処分方法を持たない原子力発電所の建設を拒否する途を開くとともに、放射性廃棄物の最終処分方法のないままでの原発推進に厳しい警告を発したものと理解し得る。

右最高裁判決は原子力政策の積極的推進を旗印にしていたレーガン政権に対し大きな打撃を与えるとともに（甲五八五号証）、その影響は他の原子力推進諸国へ必然的に波及せざるを得ない。

「トイレットなしのマンション」を許容してきた原子力発電開発の途は、いまや、世界的に絶たれようとしているのである。